

六郷小学校・上十川小学校統合実施計画を次のように定める。

平成29年1月31日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

六郷小学校・上十川小学校統合実施計画

1 実施時期

黒石市立六郷小学校及び黒石市立上十川小学校を廃止し、新たに設置する小学校（以下「統合校」という。）は、平成30年4月1日開校とします。

2 名称及び位置

統合校の名称及び位置は、次のとおりとします。

名 称	位 置
黒石市立六郷小学校	黒石市大字三島字宮元380番地1

※ 名称及び位置に係る「黒石市立学校設置条例の一部を改正する条例」は、平成28年第4回黒石市議会定例会（平成28年12月1日招集）において、議決されています。

3 校歌、校章及び校旗

統合校の校歌、校章及び校旗は、現在、六郷小学校で使用している校歌、校章及び校旗を採用します。

ただし、統合校内に上十川小学校の校歌の掲示、校旗の保管、校章の掲示をすることとします。

4 通学区域

統合校の通学区域は、次のとおりとします。

統合後	通 学 区 域	統合前
-----	---------	-----

六郷小学校	竹鼻、高館、三島、赤坂字野崎、赤坂字北野崎、赤坂字宮元、赤坂字西田、赤坂字東池田、赤坂字池田(2番地2を除く。)、上十川字北原一番、上十川字北原二番、上十川字北原三番の一部(47番地以降)、上十川字北原六番の一部(56番地21)、上十川字村元一番の一部(1番地から30番地4まで、59番地)、上十川字山元の一部(5番地、7番地、67番地49)、上十川字長谷沢一番囲	六郷小学校
	上十川(六郷小学校の区域を除く。)、竹田町、あけぼの町、青山の一部(1番地から111番地まで)、松原の一部(1番地のうち1、2、2番地から6番地、7番地のうち1から3まで、8から11まで、16番地2、17番地のうち1、2、18番地、19番地のうち1、2、20から36まで、37番地1、38番地のうち1、2、40から48まで、49番地2、50番地のうち1、2、52、53)の区域、東野添(黒石東小学校の区域を除く。)、赤坂字池田の一部(2番地2)	上十川小学校

5 学校規模等

統合校の統合時(平成30年4月1日)における学校規模は、次のとおりです。

- (1) 通常の学級 6学級
- (2) 特別支援学級 1学級(見込み)
- (3) 内訳

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	合計
児童数(人)	33	32	22	21	32	29	169
通常の学級数 (学級)	1	1	1	1	1	1	6

※ 上記の数値は、平成29年1月1日現在の統合前の児童生徒数を基に推計しました。また、通常の学級数については、青森県教育委員会の学級編制基準に基づき、1学年は1学級35人、2学年以上は1学級40人として算出しています。

※ 特別支援学級の生徒数は内数としています。なお、障害の区分ごとに学級を編成することから、上記の表内に学級数は記載していません。

6 学校施設の整備等

平成27年9月の六郷小学校給食用厨房爆発事故以来、提供を中止している学校給食については、平成29年度中に給食施設の復旧工事に着手し、準備が整い次第、給食の提供を再開することとしています。

統合にあたっては、児童が安心して教育を受けられるよう、引き続き環境整備に努めていきます。

7 通学路の安全対策

統合校における通学路の安全対策については、統合までに新たな通学路の安全点検を実施し、必要に応じて警察や道路管理者など関係機関に対して交通安全施設の整備を要望していきます。

また、原則として通学距離片道2km以上の児童を対象に、スクールバスを運行します。

8 統合前の学校間交流

統合にあたっては、統合前の両小学校の児童が統合後に円滑な学校生活を送ることができるよう、統合前から学校間の交流事業や交流学习を行うなど、連携を図っていきます。

9 市教育委員会と統合準備委員会との連携

本計画で定めた「学校の名称」「校歌、校章及び校旗」等については、黒石市立六郷・上十川小学校統合準備委員会での協議を経て、市教育委員会が方針を決定しましたが、今後も「通学方法や安全対策」「教育目標」「学校運営」「学校行事」に関する事など、具体的な内容の協議が予定されていることから、重要な事項を決定する際には、同準備委員会との連携を図りながら統合準備を進めていきます。

10 施設の利活用

統合後に空き校舎となる上十川小学校の施設については、学校施設ではなくなることから、地域住民の声を聞きながら、市全体で活用方法を検討します。

1.1 統合までの主なスケジュール

年月	学 校	統合準備委員会	市・教育委員会
28	11	・校名等決定、市教委へ報告	・市教委定例会で校名等を了承
	12		・黒石市立学校設置条例の一部改正手続 ・市議会定例会への同条例の一部改正案を提案
29	1	・各学校の教職員・PTA等で構成する統合部会（統合準備委員会の下部組織）における協議調整・意見集約 ・統合準備委員会への報告	・統合実施計画策定
	2		<ul style="list-style-type: none"> ・統合に係る関連規則等の改正手続 ・市民及び関係機関への周知 ・統合準備委員会での決定事項に関する了承及び修正協議 ・通学路の安全確認及び各機関への要請 ・スクールバスの運行方法（運行形態、経路、ダイヤ、乗降場所等）の決定及び業者選定 ・統合校の学級編制に関する県教委との協議 ・空き校舎の利活用検討
	3		
	4	・教育目標、教育課程、学校行事等の2校協議（意見集約後、統合準備委員会へ上程）	
	5	・PTAの組織運営、会則、活動計画等の2校協議（意見集約後、統合準備委員会へ上程）	
	6	・児童の交流事業計画	
	7	・統合校の学校設備及び備品の確認	
	8	・統合校への移管物品リスト及び移転計画の作成	
	9		
	10	・児童の交流事業実施	
	11	・通学体制（通学方法・安全対策等）の確認	
	12	・スクールバス試乗 ・各校閉校式典開催 ・統合校の開校式典計画	
30	1	・統合校入学説明会	
	2	・廃棄物品等の確認 ・統合校PTA新役員選出	
	3	・引越作業	
	4	統 合 校 開 校 （開校式）	